

日 薬 業 発 第 374 号  
令 和 元 年 12 月 26 日

都道府県薬剤師会担役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願い（要請）

標記について、総務省自治行政局公務員部福利課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の支払い猶予期間が本年 12 月末までに延長する要請があったことについては、令和元年 7 月 1 日付け日薬業発第 111 号にてお知らせしたところですが、今般、共済組合については、猶予期間を延長するよう要請がございました。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

< 抄 >



事務連絡  
令和元年 12 月 23 日

日本医師会 }  
日本歯科医師会 } 御中  
日本薬剤師会 }

総務省自治行政局公務員部福利課

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願いについて（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

（添付書類）

- 平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

事務連絡  
令和元年12月23日

全国市町村職員共済組合連合会 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願いについて（要請）

標記の件について、別添のとおり関係区市町村担当課あて通知したので、参考までに  
通知いたします。

事務連絡  
令和元年12月23日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願いについて（要請）

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予については、令和元年6月24日付け事務連絡「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、7月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和元年12月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

現在の7月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和2年1月1日以降も引き続き、下記のとおり取扱うことといたしますので、貴管内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し、ご指導方よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

平成30年7月豪雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村のうち、新見市においては、令和2年1月から3月までの間、倉敷市、総社市、里庄町及び坂町においては、令和2年1月から6月までの間、引き続き国民健康保険の被保険者の一部負担金の減免を実施することとされているところ（※）。

こうした各市町村の取組状況を踏まえ、当面、令和元年12月末日までとされた一部負担金等の徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、引き続き延長していただきたいこと。

※ 令和元年12月23日時点。今後、国民健康保険の被保険者の一部負担金の減免を実施する市町村が追加され次第、別途、お知らせする。